

鳥取県イヌワシ保護管理事業計画

I. 事業の目標

イヌワシは、タカ目タカ科に属し、全長雄約80～90cm、翼開長200cm、全身黒色に見える大型の猛禽類である。山岳地に留鳥として生息し、上空を帆翔しながら獲物を探し、急降下して足でつかみとる。落葉広葉樹の自然林が残存し岸壁の露出する急峻な山地を中心に営巣し、広大な行動圏は様々な植生域を含み、営巣域外にもしばしば現れ、どのような環境が好適であるかは簡単に推定できない。全国的には、北海道、本州、四国、九州に分布し、県内では、東部の山岳地域より大山山系まで分布する。

針葉樹の造林地の拡大などの森林開発に伴う生息環境の破壊、餌となる動物の減少等により、個体数が減少しているとみられており、平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、県内の生息（繁殖）地において、本種の個体数が減少しているとみられる現状に鑑み、現存する個体やその繁殖状況の把握を行うとともに、必要に応じて繁殖阻害要因の軽減や除去等の環境保全に努め、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生息環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生息地は非常に限られており、現段階では環境の改変が認められていないため、生息状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、生息に影響を与える可能性のある改変が認められた場合は、必要な対策を講じる。

(2) 生息地の管理

モニタリングによって、生息地の管理の必要があると判断された場合には、計画的な生息地の管理を推進する。

(3) 持続的な保全・管理

現在の生息地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境での役割、生息地の役割や価値を周知して、地元住民等との協働による持続的な保全・管理の方策を検討する。

(4) 生息地保全策の検討

長期安定的な生息地の確保が極めて重要であるため、「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定等を検討する。

(5) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生息地の公開は行われていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、当面はモニタリング体制の整備を図ることとする。

また、希少野生動物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民

との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生息環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、既に捕獲等が禁止されている。

また、自然生態系保全地域の指定については、生息地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、地域における保護管理体制の状況等を踏まえて行うこととする。

(2) 関係法令等

本種は「文化財保護法」の天然記念物や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されており、これらの法に基づき捕獲等が禁止されている。

また、生息地の一部は、「自然公園法」等の自然公園区域や「鳥獣保護法」の鳥獣保護区に指定されていることから、これらの法と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、当面は有識者、自然保護団体等と連携し、モニタリング団体の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。